

浜松市公告第 796 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 6 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

店舗名	所在地
(1) マックスバリュ浜松助信店	静岡県浜松市中区助信町 6 番地 12
(2) マックスバリュ浜松和田店	静岡県浜松市東区和田町字東前 203 番 1
(3) マックスバリュ細江店	静岡県浜松市北区細江町中川 5819-1
(4) 複合商業施設	静岡県浜松市浜北区中瀬 1685 番地 1 外 7 筆
(5) マックスバリュ浜松立野店	静岡県浜松市南区立野町字辻 95-1 外
(6) マックスバリュ浜北店	静岡県浜松市浜北区沼 175 番地 1 外 37 筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

・ (1) ～ (4) の店舗 （変更日 令和 4 年 5 月 24 日）

(変更前)

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1

(変更後)

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 作道 政昭	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

・ (1) ～ (6) の店舗 (変更日 令和 4 年 5 月 24 日)

(変更前)

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1

(変更後)

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 作道 政昭	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1

### 3 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため
- (2) 小売業者の代表者変更のため